議員提出議案第16号

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年11月18日

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
提出者	杉並区議会議員	富	本	卓
	同	島	田	敏 光
•	同	小	川	宗次郎
	同	原	田	あきら
	同	小	泉	やすお
	同	井	П	かづ子
	同	岩	田	いくま
	同	藤	本	なおや
	同	大	熊	昌巳
	同	脇	坂	たつや
	同	浅	井	くにお
	同	今	井	ひろし
	同	田	中ゆう	たろう
	同	大利	田田	伸
	同	横	Щ	えみ
	同	渡	辺	富士雄
	同	大	槻	城一
	司	川原	京口	宏之
	同	北		明範
	同	中	村	康 弘
	同	Щ	本	ひろこ
	同	河	津	利恵子

同同同同同同同同同同同

安育 あきら 裕一 増 田 かずあき Ш 下 あけみ Ш 本 市 とも子 来 信 男 鈴 木 くすやま 美 紀 子けんたろう た < 富 田 Щ 田 耕 平 斉 常 男 藤 大 男 泉 時 吉 田 あ V

杉並区議会議長 藤本 なおや

様

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条 例

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年杉並区条例 第20号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 4 平成23年12月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の185」とあるのは、「100分の163」とする。
- 5 平成24年3月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の30、」とあるのは、「100分の25、」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

区議会議員の期末手当の額を改定する必要がある。

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条 例新旧対照表

例 新 条 旧 条 例 附 則 附 則 1~3 略 1~3 略 4 平成23年12月に支給する期末手 当に関する第8条第2項の規定の適用 については、同項中「100分の18 5」とあるのは、「100分の163」 とする。 5 平成24年3月に支給する期末手当 に関する第8条第2項の規定の適用に ついては、同項中「100分の30、」 とあるのは、「100分の25、」とす る。

期末手当の改定の概要

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例

項			目			改	Œ	内	容				
期	末	手	当	平成 2	3年度支給	月数		,					
ĺ					区 分	現	行		Ē	汝	正		
					6月期	1.	8 0			1.	5 5	.,	
				1	2月期	1.	8 5			1.	63		
					3月期	<u>0.</u>	3 0			0.	2 5		
					合 計	<u>3.</u>	9 5		, , , , ,	3.	4 3		
				※ 6月期については、平成23年第1回区議会臨時会で0.25 月分引き下げた後の支給月数である。									
施	行	期	日	公布の	日から施行	する。							